

滋賀県物品・役務公募型見積合せ(オープンカウンタ)実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県が行う随意契約に係る見積合せにおいて、見積りの相手方を特定せずに、見積合せへの参加を希望する者からの見積書提出により、契約の相手方を決定する公募型見積合せ（以下「オープンカウンタ」という。）の実施について、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)事業者

滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号。以下「要綱」という。）第5条に規定する資格者名簿に登録された者をいう。

(2)ブロック

滋賀県内を本庁直轄（大津市）、南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）、甲賀（甲賀市、湖南市）、東近江（近江八幡市、東近江市、蒲生郡）、湖東（彦根市、愛知郡、犬上郡）、湖北（長浜市、米原市）および高島（高島市）の7区域に分割した一つの区域単位をいう。

(3)納品等の場所

調達案件に係る物品、役務および委託等（以下「物品等」という。）の納品先である本庁の課もしくは室、行政委員会の事務局もしくは課または地方機関および業務の履行場所をいう。

(4)県内事業者

滋賀県内に本店を有する事業者をいう。

(5)準県内事業者

滋賀県外に本店を有する事業者の内、滋賀県との取引の権限を滋賀県内の営業所等に委任している事業者をいう。

(6)県外事業者

前号に掲げる事業者以外の滋賀県外に本店を有する事業者をいう。

(対象契約)

第3条 オープンカウンタによることができ契約は、一般競争入札を行う場合を除き、滋賀県財務規則第219条第1項第1号から第3号までおよび第6号で定める区分に掲げる物品等の調達であって、予定価格が原則として1件につきそれぞれの区分に応じ、当該各号に定める限度額以下であるものとする。

(参加資格)

第4条 オープンカウンタによる見積合せに参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(参加条件)

第5条 前条の規定によるほか、オープンカウンタは、次に掲げる参加条件を付けて実施するものとする。

- (1) 調達しようとする物品等に対応する営業種目を登録している事業者であること。
 - (2) 事業者の所在する地域等
- 2 前項第2号に規定する参加条件を付ける場合、原則として次の各号の順位により条件を設定するものとする。
- (1) 納品等の場所の所在するブロック内に本店または営業所等を有する県内事業者
 - (2) 前号に規定するブロックと隣接するブロック内に本店または営業所等を有する県内事業者
 - (3) 前2号に掲げる事業者以外の県内事業者
- 3 第1項各号に掲げる参加条件は、原則として10人以上の見積参加可能事業者が見込まれるよう設定するものとする。
- 4 第1項第1号の営業種目は、原則として要綱第5条に規定する資格者名簿における中分類の営業種目によるものとする。
- ただし、必要と認める場合または小分類もしくは細分類によっても前項の基準を満たす場合には、小分類または細分類によることができるものとする。

(参加条件の拡大)

第6条 前条の規定による場合に見積参加業者が少数と見込まれるときは、次に掲げる参加条件を付けてオープンカウンタを実施することができる。

- (1) 納品等の場所の所在するブロック内の営業所等取引の権限を委任している準県内事業者
- (2) 前号に掲げる事業者以外の準県内事業者
- (3) 県外事業者

(個別の参加条件)

第7条 前2条の規定による場合のほか、次に掲げる参加条件を付けてオープンカウンタを実施することができる。

- (1) 滋賀県グリーン入札実施要綱に基づく環境配慮事業者およびG P プラン登録事業者であること。
- (2) 滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱に基づく障害者雇用促進事業者であること。
- (3) 調達案件についての経験または技術的適性を有する事業者であること。
- (4) 法令等により物品の販売および業務の履行等に許可、認可等が義務付けられているものについては、その許可、認可等を有する事業者であること。
- (5) その他調達案件について、特に必要と認める要件を満たす事業者であること。

(見積合せの方法)

第8条 オープンカウンタによる見積合せは、滋賀県物品・役務電子調達システムを使用して行うものとし、その取扱いについては、滋賀県物品・役務電子調達システム運用基準によるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成27年2月16日から施行する。
- 2 滋賀県物品公募型見積合せ（オープンカウンタ）実施要領は、廃止する。

付 則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。